

日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減について

九州部会提出

米軍基地を抱える沖縄県は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を長年抱えている。

戦後 76 年を経た今もなお、国土面積のわずか 0.6% に過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約 70% が過度に集中し、米軍による事件・事故が繰り返されている。1972 年に沖縄が日本復帰して以降、在沖米軍基地から派生する刑法犯摘発件数は累計で 6,068 件(沖縄県警まとめ、令和 2 年 12 月末現在)。そのうち殺人や強盗、強姦、放火など凶悪犯罪は 582 件となっている。

事故も多発しており、令和 3 年 8 月には普天間飛行場所属の MV22B オスプレイから重さ約 1.8 キログラムのパネルの落下事故が起き、11 月には水筒の落下事故が発生した。同じく 11 月には青森県三沢基地に所属する F16 戦闘機が燃料タンク 2 本を上空から投棄する事故が起きているが、航空機からの落下事故は一步間違えば人命に係る大惨事となりえるため、容認できるものではない。

これまで県内では米軍基地に起因する事件・事故が発生するたびに、多くの議会や自治体は厳重に抗議及び要請を行ってきたところであるが、一向に改善されず、事件・事故が繰り返される状況が続いている。

事件・事故以外にも、今年 1 月に入ってから米軍基地が所在する自治体で新型コロナウイルス感染者が急増しているが、その理由のひとつとして、日米地位協定に基づき米軍関係者が日本側の検疫対象になっていないことが、水際対策の抜け穴になった可能性が指摘されている。

日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、現状を考慮すると運用改善ではなく、より進んだ対応が必要と考える。

国においては、県民の生命・財産及び人権を守る立場から、「日米地位協定の抜本的な改定」及び沖縄県民の切実な要望に応えるため、「在沖米軍基地の負担軽減」がなされるよう強く要望する。